

還付金(2万3千円)を受け取らうとして100万円近くをだまし取られる



注意!
ATMの前で電話している人はだまされているかも

60歳代男性

Q. 詐欺にあった経緯を教えてください。

A. 区役所の中野と名乗る人から自宅の固定電話に「還付金2万3,000円の手続きが済んでいません。後ほど銀行から電話がありますので、指示に従ってください」と連絡がありました。その後、銀行員をかたる人からの電話で「今、ATMで手続きをすれば間に合う」とせかされ、ATMで言われたとおり数字を打つうちに、100万円以上あった口座の残金が4万円になっていました。振り込みをしているという感覚はありませんでした。

Q. 還付金詐欺について知っていましたか?

A. テレビの報道などで聞いていたし、妻もその場にいましたが、犯人の丁寧な話しぶりから、自分のために親切にされていると思い込んでしまいました。還付金が大きな額なら疑ったかもしれませんが、2万3,000円というリアルな数字が本当の話のようだったんです。振り込んだお金は戻らず、数日は落ち込みましたが、今後のために相手の番号が表示されない固定電話は解約し、防犯カメラをつけるなど、2度と被害にあわないよう対策をしています。

Q. どのような状況でしたか?

A. 高齢の男性の方が5,000円分のプリペイドカードを購入しようとしていました。話を聞いてみると、「パソコンがウイルスに感染したという警告が出て、サポートセンターに電話をしたら、プリペイドカードでの支払いが必要だと言われた」とのこと。最近特に多い詐欺の手口だとすぐに気がきました。

Q. どのように話しかけましたか?

A. 警察署からもらった特殊詐欺の注意喚起文を見せて、「お客さん、最近こういうものが流行っていますが、大丈夫ですか?」と声をかけました。普段から言葉選びには特に注意しています。「それ、詐欺じゃないですか?」と言ってしまうと、相手はパニックになってしまうかもしれません。落ち着いたトーンで優しく話しかけるように意識しています。

Q. 詐欺を防ぐために、どんなことが大切だと思いますか?

A. 私は、今年度3件の特殊詐欺被害を警察に通報しました。私がレジにいる時だけで3件の被害があったので、社会全体での被害はもっと多いと思います。一緒に働く店員にも金券などを購入しようとしている人がいたら、声をかけを徹底するよう指導しています。自分自身もいつかだまされるかもしれない、明日は我が身かもしれません。一人ひとりが特殊詐欺を意識し、地域全体で声をかけ合い、地域の安全・安心を守っていくことが大切だと思います。



プリペイドカードでの支払い誘導にご注意を!

7月に特殊詐欺未然防止「声掛けマイスター」として認定
カンデル・アルジュンさん

コンビニでプリペイドカードを買う
シニアへの声かけで詐欺被害を防ぐ

パソコンがウイルスに感染?

巣鴨・池袋・目白警察署からのメッセージ

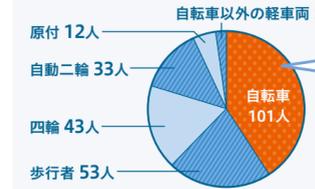
特殊詐欺は皆さんの大切な財産を奪うだけでなく、人生を踏みこむ卑劣な犯罪です。最近「あなたの口座が犯罪に利用されている」と言って、偽の警察手帳や逮捕状を見せ、お金を振り込ませるケースが増えています。警察官がSNSやビデオ通話で連絡をすることはありません。電話を切って、最寄りの警察署に連絡してください。また、通話しながらATMを操作している人を見かけたら、「大丈夫ですか?」などと声をかけたうえ、110番通報をお願いします。

としま交通安全祈願 ~道中にご用心~

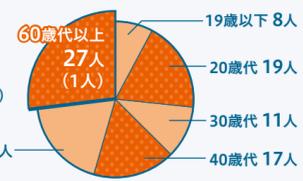
区では令和6年1~6月の間に交通事故で4人が死亡し、243人がけがをしています。区ではこうした事故を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを推進しています。今回は自転車を安全に利用するための注意点や区の施策を紹介します。

交通安全対策グループ ☎03-3981-4856

豊島区の当事者別死傷者数



自転車事故による死傷者数 (カッコ内は死者数)



令和6年1~6月

~自転車に安心して乗るために
知っておくべき~

自転車安全利用五則

自転車は道路交通法上、「軽車両」として扱われます。正しい交通ルールへの遵守とマナーを身につけることで、自らの身を守るだけでなく、他者への被害も防ぎましょう。一人ひとりの心がけが、安全で快適なとしまのまちをつくれます。

- その1** 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- その2** 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- その3** 夜間はライトを点灯。無灯火運転は歩行者や車のドライバーも自転車に気づきにくく、非常に危険
- その4** 飲酒運転は禁止。飲んで乗るべからず。飲酒運転はれっきとした法律違反
- その5** ヘルメットを着用。頭部の致命傷を防ぎ、被害を軽減するために着用すべし

電動キックボードを利用する時は交通ルールを守りましょう

- 16歳未満は運転禁止
- ナンバープレートをつける
- 飲酒運転をしない
- 運転中は携帯電話などを使用しない
- 二人乗りはしない

まちを安全に楽しむために 区からのお知らせ

ヘルメット購入助成を実施しています

区では、自転車転倒事故による頭部の損傷を軽減するため、自転車用ヘルメット購入補助を実施しています。



夜間の外出は反射材をつけましょう

明るい色の服や反射材でドライバーから目につきやすくしましょう。反射材は土木管理課窓口や交通安全研修会などでも配布しています。

自転車保険に入りましょう

区では、自転車利用中の事故によって他人にけがをさせてしまった場合などに、被害者に対して損害を補償できる保険などへの加入が義務づけられています。



自転車は駐輪場に止めましょう

放置自転車は通行や災害時の救助活動の妨げになります。路上に自転車を停めることはできません。自転車を利用する際は、放置せずに近くの駐輪場に止めましょう。

